

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年5月21日)

〔件 名〕

- 1 政府の今夏の電力需給対策への本県の対応について
(環境立県推進課)・・・別冊
- 2 東部広域行政管理組合の焼却施設に係る環境影響評価審査会の概要について
(環境立県推進課)・・・別冊
- 3 モニタリングポスト(放射線監視装置)の設置について
(水・大気環境課)・・・1
- 4 平成24年度湖山池会議(第1回)の概要について
(水・大気環境課)・・・3
- 5 湖山池におけるフナ的大量斃死について
(水・大気環境課)・・・4
- 6 中海流域における湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に基づく汚濁負荷量規制基準の設定に係るパブリックコメントの実施について(水・大気環境課)・・・5
- 7 【鳥取県・島根県連携】ラムサール条約湿地「中海・宍道湖一斉清掃」について
(水・大気環境課)・・・6
- 8 第30回全国都市緑化とっとりフェアの準備状況について
(公園自然課)・・・7
- 9 平成23年度消費生活相談の概要について
(消費生活センター)・・・8
- 10 県営住宅の暴風被害について
(住宅政策課)・・・9
- 11 福山市のホテル火災を受けた本県の対応状況について
(住宅政策課)・・・別冊
- 12 産業廃棄物の不法投棄に係る改善結果について
(東部総合事務所生活環境局)・・・12

生活環境部

モニタリングポスト（放射線監視装置）の設置について

平成24年5月21日
水・大気環境課

国の平成23年度2次補正予算により、本県に5基のモニタリングポストの設置を進めているが、5月末には稼働開始の見込み。また、4次補正により、今年度2基のモニタリングポストを設置予定。

1 設置場所

番号	場所	住所	備考
1	境港市役所（境中央公園）	境港市上道町	国の4次補正により対応 ※9月末設置を目指している ※今後、気象観測装置等の設置を検討
2	米子市立河崎小学校	米子市河崎	
3	鳥取県庁	鳥取市東町	国の2次補正により対応 ※5月末には稼働開始の見込み
4	大山町役場大山支所	大山町末長	
5	日野総合事務所	日野町根雨	
6	きらりタウン赤碕	琴浦町赤碕	
7	南部町役場法勝寺庁舎	南部町法勝寺	

2 測定データの公表

測定データは、文部科学省のホームページ（放射線モニタリング情報：<http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/>）でほぼリアルタイムに公開される。

放射線モニタリング情報
Monitoring Information of Environment Radioactivity (MIRA)
全国及び福島県の空間線量測定結果

放射線モニタリング情報 全国及び福島県の空間線量測定結果 Top

放射線量測定マップ
全国の放射線モニタリングポストをマップ形式で閲覧できます。現在位置検索と検索履歴があります。

現在位置で検索
検索履歴を閲覧

放射線量測定データダウンロード
モニタリングポスト・観測データタイプを選択して放射線測定データをCSV形式でダウンロードできます。

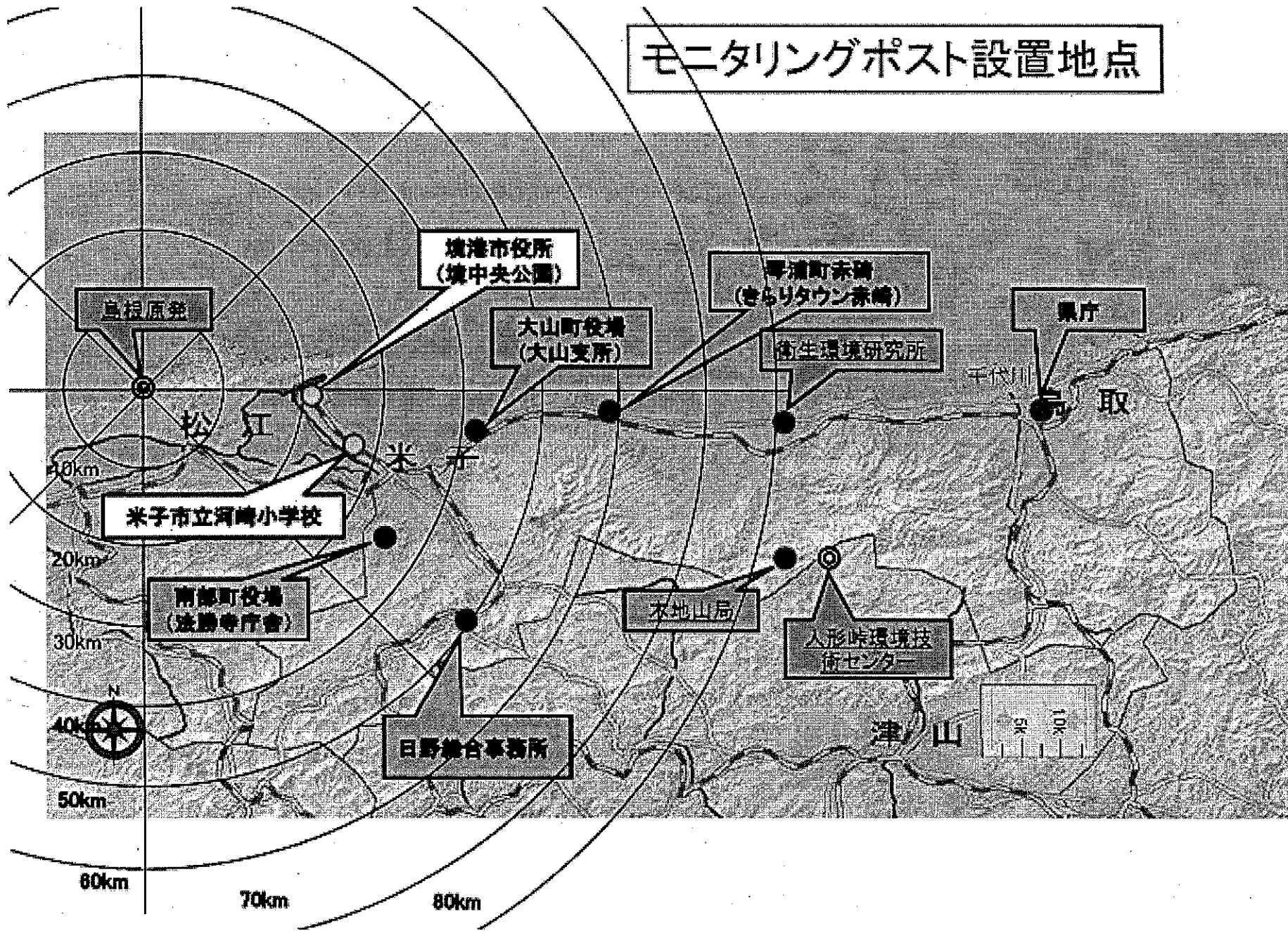
エリア検索
エリア検索

ダウンロード

印刷

※放射線量を拡大してください。

モニタリングポスト設置地点



平成 24 年度湖山池会議（第 1 回）の概要について

平成 24 年 5 月 21 日
水・大気環境課
農政課
河川課

- ・湖山池の将来ビジョン策定及びそれに伴う高塩分化の取組みがスタートして初めての会議となる。
- ・湖山池会議の役割体制の確認や高塩分化による汽水域再生への取組みについて各チームから現在の取組み状況や今後の計画等の報告があった。

1 開催日時等

日 時：平成 24 年 4 月 26 日（木） 10:30～11:40

場 所：鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室

出席者：（鳥取県）統轄監 ほか関係部長 （鳥取市）副市長 ほか関係部長

2 議事概要

○役割体制等の確認

県・市の関係各機関からなる下表のチーム体制を編成し、協働・連携で取り組んでいくことを確認。
※各チームは、下記のチーム長部局のほか、いくつかの関係課から構成される。

対策チーム名 チーム長部局	所掌・役割
①環境モニタリング 県：東部生活局／水・大気課 市：生活環境課	・高塩分化に伴う塩分、水質、底質、生態系の全体モニタリングと結果の評価 ・環境モニタリング委員会の設置・運営 ・環境変動の随時チェック及び整理・公表など
②水質浄化対策 県：東部県土局／河川課 市：都市環境課	・湖内対策（浚渫、覆砂、なぎさ護岸など）の検討 ・陸域対策（流入河川管理、市街地面源）の検討 ・今後の水門操作に関する対応検討 ・環境に優しい農業の推進、森林の保全等に関する対応検討
③農業対策 県：東部農林局／農政課 市：農業振興課	・農業者とのパイプ役 ・高塩分化に伴う農業関係の対策・施策全般
④漁業振興 県：栽培魚セ／水産課 市：林務水産課	・漁業者とのパイプ役 ・漁業振興策の企画・立案・実施
⑤市民連携・利活用検討 県：東部県民局／未来戦略課 市：協働推進課	・一般市民とのパイプ役 ・市民の意見・要望・苦情等の集約やそれに伴う施策への発展検討 ・市民への情報発信に関する事項の全般 ・観光事業、ジオパーク関連の施策展開

○各対策チームの主な取組内容についての報告

塩分濃度推移の結果、環境モニタリング計画、浚渫・覆砂等の湖内対策計画、農業対策の取組状況、漁業振興への取組計画、市民との意見交換会の開催計画など

○今後の湖山池会議の予定等

当該会議の開催は、各チームの動きによって、必要に応じて開催していくことを確認。当面は水質管理計画策定について 6 月頃に開催予定。なお、定例的には水質結果等が整理される 5 月と次年度の取組みを検討するために予算編成前の 9 月頃の定例開催を計画していく。

3 参考（これまでの経過）

平成 24 年 1 月 31 日	湖山池会議（県知事、市長出席の拡大版）にて「湖山池将来ビジョン」を策定。 （高塩分化による汽水域再生への方向性を確認）
3 月 12 日	水門開放による高塩分化への取組スタート。（当面は、夏季のアオコ、ヒシの抑制を図るために塩分が 3,000mg/L に達するまで、水門全開とする予定である。）

湖山池におけるフナの大量斃死について

平成24年5月21日
水産課
水・大気環境課
河川課

- ・湖山池においてフナの大量斃死の事例が発生し、鳥取県と鳥取市で協力・連携して死魚の回収作業を実施した。
- ・フナ以外の魚種の斃死が無いことから、当該事例の原因はフナ特有の疾病の可能性が高いと考えられるがその詳細究明はできなかった。

1 経過など

日付	内容
4/28 まで	・数日前から少量のフナの斃死を確認し、その後池周辺全域で湖岸に打ち上げられた斃死魚が目立つようになる。(湖山池漁協情報) ・市民から鳥取市に斃死魚に係る情報提供あり。県と市とで現地確認を実施。(28日)
4/29	一昨年に運動性エロモナス症による大量斃死があったことから、同症の原因菌の遺伝子検査に着手。(鳥取県栽培漁業センター)
5/1	湖山池漁協及び鳥取市、鳥取県の職員動員(約40名)により斃死魚回収。 回収場所:湖山池周辺湖岸及び湖内 回収状況:斃死魚回収量(約710kg)鳥取市で焼却処分
5/8	東部県土整備局にて斃死魚回収 回収場所:湖山池周辺湖岸 回収状況:斃死魚回収量(約60kg)鳥取市で焼却処分

2 県栽培漁業センターによる検査結果

- 検査結果 : 運動性エロモナス症は陰性(ただし検体の腐敗が検査結果に影響している可能性あり)
- 検査方法 : PCR検査(鰓・腎臓)
- 検体 : ギンプナ 体長約30cm
- 外観等 : 外観に目立った出血や発赤等はない。内臓は腐敗、腹水貯留、卵巣が発達。

3 フナの斃死原因

- フナ以外の魚種の斃死が無いことから、当該事例原因はフナ特有の疾病の可能性が高いと考えられるが詳細究明はできなかった。
- 湖山池の高塩分化に伴う環境モニタリングを徹底しているところであり、それらの結果から考察すると溶存酸素の欠乏による酸欠や塩分濃度の上昇が原因とは考えられない。
- フナのための斃死の状況を勘案すると有害物質の流出による原因も考えられない。

4 今後の対応

当面の間、関係機関による監視継続するとともに、今後、同様の斃死が再び発生すれば疾病検査に迅速に着手し、原因究明を行うこととしている。

(参考)

- 湖山池では平成22年の4月～5月に今回同様のフナの大量斃死が発生。
 - ・死魚からは運動性エロモナス症の病原菌を検出。フナ疾病による大量斃死と推定。
 - ・斃死魚回収量:1,490kg

中海流域における湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に基づく
汚濁負荷量規制の設定に係るパブリックコメントの実施について

平成24年5月21日
水・大気環境課

- ・中海流域において、湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づき、既設の湖沼特定事業場等への汚濁負荷量規制を新たに設定する予定。（島根県も同様）
- ・この規制の設定案について、広く県民の皆様からご意見を頂くためのパブリックコメントを実施している。
- ・このパブリックコメントを踏まえ、7月に告示、10月に施行する予定である。

1 パブリックコメントの概要について

- 募集期間：平成24年5月1日（火）から5月25日（木）まで
- 募集方法：とりネット、各総合事務所・米子市・境港市等への資料配架など

2 汚濁負荷量規制とは

- ・事業場の排水量に、その汚濁項目の濃度及び一定の係数を掛け合わせて算出される負荷量を許容限度として規制するもの。
- ・汚濁項目を濃度で規制する水質汚濁防止法の規定を前提として、事業場などの排水量に応じ、排水量が多いほど、濃度に換算した場合の許容限度が厳しくなる規制となっている。
- ・本規制については、平成2年に「化学的酸素要求量」が、平成7年に「窒素含有量」及び「リン含有量」が既に設定されているところであるが、それ以降に新設・増設された施設部分のみに対するものであった。

3 規制の設定（案）（規制強化）

○規制対象の拡大

今まで汚濁負荷量の規制が設定されていなかった次の施設（①、②）からの排水について、新たな規制基準を適用するもの。

- ①既設の湖沼特定事業場の増設部分以外の既設部分
- ②地方公共団体等が設置する「污水处理施設等」

		改正前		改正後 ^(注1)	
		既設	新設・増設	既設	新設・増設
既規制施設	湖沼特定事業場	—	○	◎	○
未規制施設	污水处理施設等 ^(注2)	—	—	◎	◎

(注1) 「◎」新たに規制対象となる施設

(注2) 「污水处理施設等」とは、①下水道終末処理施設、②地方公共団体が設置する「し尿処理施設」、「し尿浄化槽」、③農業集落排水施設

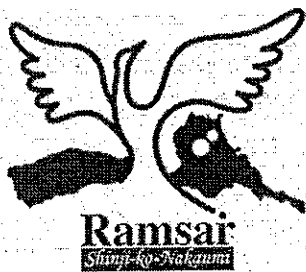
○県内で新たに汚濁負荷量規制の適用を受ける施設数

- ①湖沼特定事業場：25事業場（島根県：17事業場）
- ②污水处理施設等：7事業場（島根県：31事業場）

※なお、今回設定する規制は、現状の排水処理施設において、維持管理を徹底することにより、着実に汚濁負荷量を削減できる程度のものとなっている。

4 今後の予定など

- 5月：パブリックコメントの実施（新たな規制が設定される事業者への説明会を実施）
- 6月：鳥取県環境審議会での審議及び答申
- 7月：告示
- 10月：施行（島根県と同日予定）



【鳥取県・島根県連携】

ラムサール条約湿地「中海・宍道湖一斉清掃」について

平成24年5月21日
水・大気環境課

- 中海・宍道湖のラムサール条約湿地登録 (H17.11) を契機として、平成18年度より毎年6月の環境月間にあわせ、条約の趣旨である「環境保全」と「賢明利用(ワイズユース)」の取組みを推進するため、今年も継続して実施(第7回目)する。
- これまで6回開催され、1回あたりの平均は、参加者数約7,000名、ゴミ収集量約18トン。

1 期日 平成24年6月10日(日) (環境月間の第2日曜日)

2 内容

(1) 清掃場所等

湖	市町村	主な場所及び時間
中海	米子市	湊山公園親水護岸(8:30~10:00) ※開始式(セレモニー)会場
	境港市	西工業団地(8:30~9:30)
	安来市	汐手が丘、安来港、荒島港、伯太川・吉田川・飯梨川・田瀬川河口周辺(7:00~10:00)
宍道湖		意東海岸(7:30~8:30)、波入港親水公園(7:30~8:30)
	松江市	千鳥南公園、白濁・岸公園及び夕日スポット湖畔周辺、宍道支所区域(7:30~8:30)、玉湯支所区域(6:00~7:30)
	出雲市	島村町・出島町・園町・鹿園寺町・小境町・美野町の湖畔(8:00~9:00)、宍道湖西岸なぎさ公園、斐川なぎさ公園、新建川周辺(7:00~8:00)

(2) 一斉清掃開始式(毎年沿岸4市で持回り実施 昨年度から2巡目)

- ア 日時 6月10日(日) 午前8時30分から午前10時まで(清掃作業を含む)
- イ 場所 湊山公園野外ステージ及び親水護岸(鳥取県米子市)
- ウ 出席者 鳥取県知事、島根県知事、米子市長、国土交通省出雲河川事務所長、地元住民等
- エ 内容
 - ※午前8時10分頃から「こどもがいな太鼓」の演奏開始⇒開始式アナウンスまで
 - ①主催者あいさつ(鳥取県知事・島根県知事ほか)
 - ②来賓等の紹介
 - ③米子水鳥公園こどもラムサールクラブの活動報告
 - ④鳥取大学医学部「ダンス部」のダンス披露・活動宣言
 - ⑤全国都市緑化とっとりフェア、全国植樹祭、まんが王国とっとりPR(調整中)
 - ⑥清掃活動、後始末

3 主催

鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海市長会、宍道湖沿岸自治体首長会議

<参考資料>過年度の実績

年度	開始式会場	参加者(全体)	ゴミの量(全体)
18	波入港親水公園(松江市)	6,000人	20.00 t
19	湊山公園親水護岸(米子市)	5,728人	16.28 t
20	ハーモニータウン汐彩(安来市)	7,844人	16.15 t
21	境港市リサイクルセンター(境港市)	7,433人	27.95 t
22	意東海岸(東出雲町)	7,232人	14.56 t
23	波入港親水公園(松江市)	7,976人	17.80 t

第30回全国都市緑化とっとりフェアの準備状況について

平成24年5月21日

公園自然課

平成25年秋に県と鳥取市の共催により開催する第30回全国都市緑化とっとりフェア「水と緑のオアシスとっとり2013」のキャンペーンスタッフ「オアシスえんじえる」の初の公式業務とお披露目を行った。

また、同フェアのイメージソングの募集を下記のとおり開始した。

記

1 「オアシスえんじえる」の公式業務の開始

とっとりフェアの顔として、各地のイベントや広報番組などでPR活動を行うキャンペーンスタッフ「オアシスえんじえる」が初の公式業務とお披露目を行った。

(1) 初公式業務の日時・会場

4月29日(日) 若桜街道

※第35回鳥取市花のまつり開始式後

(2) 名称

コンビ名「オアシスえんじえる」

・水のえんじえる 中田優希

・緑のえんじえる 有澤智美

(3) その他

4月29日からブログでとっとりフェアの魅力などを発信している。

<http://profile.ameba.jp/oasis-angel2013/>



2 イメージソングの募集

とっとりフェアのPR活動やフェア会場でのBGM等に使用するイメージソングの募集を開始した。

※鳥取県・鳥取市のHP、募集チラシで周知している。県・市広報誌(6月号)にも掲載予定

(1) 募集期間

平成24年5月14日(月)から7月6日(金)まで(当日消印有効)

(2) 募集する曲の主な条件

①「水と緑のオアシス」「ナチュラルガーデン」「とっとりグリーンウェイブ」など、とっとりフェアの特徴を歌詞に盛り込んでいること

②明るい曲調であること

③子どもからお年寄りまで幅広い層に親しまれること

(3) 優秀作品

①最優秀賞 1点 賞金3万円、フェア招待券2枚、花トリピーグッズ

②優秀賞 1点 フェア招待券2枚、花トリピーグッズ

③佳作 1点 フェア招待券1枚、花トリピーグッズ

(4) 発表

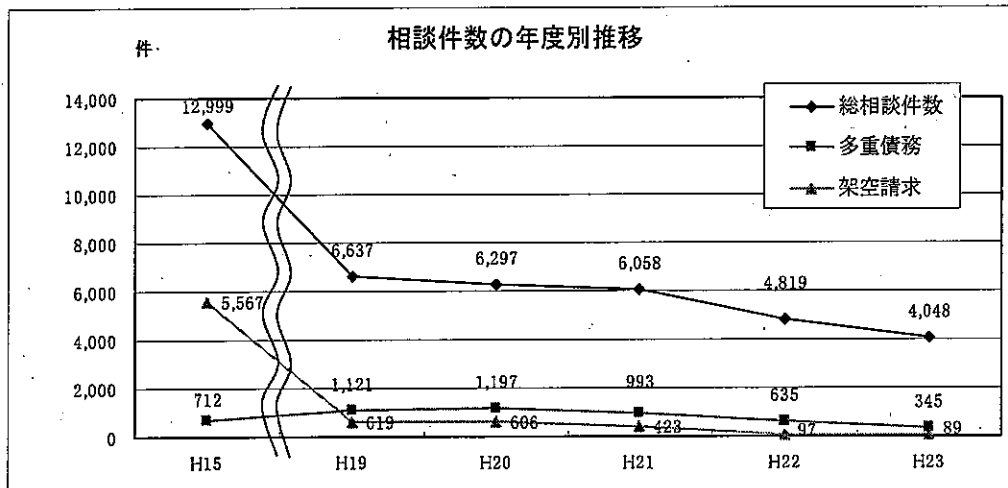
優秀作品は、平成24年秋に開催予定の「とっとりフェア1年前まつり」において発表・表彰を行う。

平成23年度消費生活相談の概要について

平成24年5月21日
消費生活センター

1 概況

- 平成23年度の相談件数は4,048件で、前年度比16.0%の減少(771件の減)。
…架空請求の沈静化に伴い、H15の12,999件をピークに減少が続いている。
- 多重債務相談は345件となり、前年度比45.7%の減少。(290件の減)
…平成20年度まで増加傾向にあったが、平成21年度から減少に転じ、引き続き減少。
- 70歳以上の相談件数及び相談割合が増加。
- 放送・コンテンツ等の相談件数は減少しているものの、相談割合が全体の17.1%に増加し、融資サービスを抜いて、相談内容の1位となった。
…H22の相談件数は754件で、相談割合は15.6%。



- 【相談内容上位3位】
- ① 放送・コンテンツ等 (アダルト、出会い系等)
691件
 - ② 融資サービス (消費者金融等)
561件
 - ③ レンタル・リース (不動産賃貸借等)
116件

2 年代別相談状況 …70歳以上の相談件数及び相談割合が増加。その他の年代では件数が減少。

区分	H23 (%)	H22 (%)	差引 (ポイント)
19歳未満	20 (0.5)	49 (1.0)	△ 29 (△ 0.5)
20歳代	222 (5.5)	266 (5.5)	△ 44 (0.0)
30歳代	596 (14.7)	707 (14.7)	△ 111 (0.0)
40歳代	803 (19.8)	988 (20.5)	△ 185 (△ 0.7)
50歳代	823 (20.3)	1,035 (21.5)	△ 212 (△ 1.2)
60歳代	704 (17.4)	846 (17.6)	△ 142 (△ 0.2)
70歳以上	658 (16.3)	610 (12.7)	48 (3.6)
不明	222 (5.5)	318 (6.6)	△ 96 (△ 1.1)
計	4,048 (100.0)	4,819 (100.0)	△ 771 (0.0)

【高齢層・若年層の相談内容上位3位】

	高齢層 (60歳以上)	若年層 (29歳以下)
1	融資サービス	放送・コンテンツ等
2	放送・コンテンツ等	融資サービス
3	ファンド型投資商品	自動車

3 今後の取組

市町村との役割分担を踏まえ、連携しながら、消費者への啓発・広報をさらに充実する。

- ① 地域消費生活サポーターによる地域に密着した取組の展開
- ② 今年度から市町と共同で開始したNPOへの業務委託の中で、相談業務だけでなく公民館単位での啓発講座や市町福祉担当課と連携した高齢者宅へ訪問などの実施
- ③ 新聞への記事掲載、センター広報誌「消費者ホットライン」の発行
- ④ 広域的な事案について適時に県政記者室へ資料提供
- ⑤ 街頭キャンペーン等で高齢者への注意喚起やインターネット関連のチラシを配布
(③～⑤は継続実施)

県営住宅の暴風被害について

平成24年5月21日
くらしの安心局住宅政策課

1 被害の発生状況

- (1) 被災日時 平成24年4月3日、21～22日
- (2) 被災場所 県営住宅各所（25団地77ヶ所）
- (3) 人的被害 なし
- (4) 被害状況

ア 4月3日の暴風による被害【被災団地：11団地18ヶ所（別紙のとおり）】

- ・未明から夕方にかけての暴風により、県営住宅において屋根材が飛散するなどの被害が発生。
- ・このうち誠道団地では、飛散材により入居者の車（計1台）が損傷。
※鳥取県 3日0:45～18:19 暴風警報発令（一部区域除く）

イ 4月21日～22日の暴風による被害【被災団地：18団地59ヶ所（別紙のとおり）】

- ・21日の夕方から22日の夕方にかけての暴風により、県営住宅において屋根の防水材が飛散するなどの被害が発生。
- ・このうち末恒第一団地では、飛散材により入居者の車（計9台）が損傷。
※鳥取県 21日18:29～22日15:27 暴風警報発令（一部区域除く）

(5) 被害総額

- ・緊急被害対策（修繕費対応） 5,500千円（概算）
- ・本復旧対策（6月補正対応予定） 87,960千円（概算）

2 復旧対応について

- ・緊急対応が必要な窓ガラス、瓦等の修繕については対応済み。
- ・大規模な被害の屋根、屋上防水の本格的な復旧及び改修工事については6月補正で対応予定。

3 気象台による当日の気象の状況

4月 3日	日本海沖で低気圧が急速に発達し、寒冷前線が3日に西日本を通過。南よりの前線通過後は西よりの風に変わりともに非常に強く各地で暴風が続いた。 (境港市で4月の観測史上最大瞬間風速27.6 m/s 記録更新)
4月21日	低気圧が発達しながら黄海から日本海に進み、各地で暴風となった。 (最大瞬間風速 鳥取 21日23.5m/s 22日31.3 m/s)

別紙 被害状況の詳細について

〔4月3日〕

被災団地名	所在地	被害状況
安部彦名団地	米子市彦名町	1～3棟 屋根材アスファルトシングル葺き一部飛散
誠道団地	境港市誠道町	2～4棟・集会所 屋根材アスファルトシングル葺き一部飛散 入居者の車への被害1件
三柳団地	米子市両三柳	7棟・集会所のアスファルトシングルの浮き(飛散はしていない)
上粟島団地	米子市彦名町	12-1棟の屋根ケラバ金物が外れている
富益団地	米子市大崎	56-2棟8号室、56-6棟24号室の屋根棟包みが外れかけている
伯南第一団地	日南町三栄	玄関の軒先の天井板(内側ボード)の剥がれ落ち
上道団地	境港市上道町	屋根ケラバの損傷
和田団地	倉吉市馬場町	屋根点検ハッチの損傷
河北団地	倉吉市福庭町	ベランダ間仕切り壁の損傷
八幡団地	倉吉市八幡町	屋根ケラバの損傷
米田団地	倉吉市米田町	網戸が外れ、再設置が不可能

〔4月21～22日〕

被災団地名	所在地	被害状況
末恒第一団地	鳥取市美萩野	49-4棟 屋上防水シート・断熱材の飛散 49-3棟 駐輪場の屋根材の飛散、倉庫の屋根材の一部破損 52-11棟 駐輪場の屋根材の飛散 48-2棟 屋上防水シート(As防水)の飛散(1/4程度飛散) 他 計15件 入居者の車への被害9件
末恒第二団地	鳥取市美萩野	1棟・5棟・6棟 屋根瓦の一部飛散他 計14件
東町団地	鳥取市東町	外壁の仕上げ材(吹付け材)の一部飛散
浜坂第一	鳥取市浜坂	倉庫の扉破損 計2件
北園第二	鳥取市北園	屋根材の破損 計3件
緑町第一	鳥取市立川町	ベランダ扉の破損
土師百井団地	八頭町土師百井	屋根折半ケラバ一部飛散
福守第一団地	倉吉市西福守町	倉庫の窓ガラスの破損
小鴨団地	倉吉市小鴨	樋の破損、屋根瓦の一部飛散
北野団地	倉吉市北野	玄関戸ガラスの破損
栄第一団地	北栄町亀谷	屋根瓦の一部飛散 計3件
安倍彦名団地	米子市彦名町	1棟～3棟 屋根材の飛散、2棟ベランダ隔壁の破損 計4件
三柳団地	米子市両三柳	6棟・7棟 屋根材の飛散 計2件
上福原第一団地	米子市上福原	61-1棟の浴室窓ガラスの破損
上福原第二団地	米子市上福原	屋根シングル数枚の飛散
富益団地	米子市大崎	3棟・4棟 屋根棟包みの破損 計2件
誠道団地	境港市誠道町	2棟～5棟 屋根材の飛散 計4件 入居者の車への被害1件
余子団地	境港市誠道町	51-1棟 屋上防水層のはがれ

県営住宅の暴風被害状況写真（4月3日・21日～22日）



安倍彦名団地(屋根材損傷)



安倍彦名団地(屋根材損傷)



誠道団地(屋根材損傷)



誠道団地(入居者の車への被害)



末恒第一団地49-4棟(防水シートの飛散)



末恒第一団地48-2棟(防水シートの飛散)



末恒第一団地49-4棟(防水シートの飛散)

産業廃棄物の不法投棄に係る改善について

平成24年5月21日
東部総合事務所生活環境局

平成23年11月9日(水)に行った株式会社開成建設^{かいせいけんせつ}に対する改善命令(不法投棄原木の適正処理)の履行状況について、適正に処理(木材チップ化)されていることを確認した。

記

1 被処分者

鳥取市国府町糸谷22番地1

株式会社開成建設(代表取締役 山田 勝久^{やまだ かつひさ})

2 改善命令の内容

不法投棄した原木を平成24年1月24日までに適正に処理すること。

(豪雪により著しく作業効率が低下したため、履行期限を3月30日(金)に延長)

3 不法投棄を行った場所

鳥取市国府町菅野79番1外(鳥取プレイランド跡地付近)

4 改善状況の確認

(1) 現場確認

ア 平成24年3月30日(金)に原木が適正に木材チップ処理されていることを確認した。

イ 平成24年5月8日(火)に地中の処理状況を確認した。(残雪のため、最終的な確認を5月に延期していたもの)

なお、地元住民等約30名も現場を確認した。

(2) 水質検査及び土壌検査結果

平成24年1月25日(水)、30日(月)に不法投棄現場周辺の水質(4カ所)、土壌(2カ所)の検査を実施したところ、いずれも異常は認められなかった。(3月開催の住民説明会で説明済)

本年度は、5月10日(木)に水質検査(2カ所)を実施。

5 その他

平成23年12月19日(月)の住民説明会の席上で「元観覧車付近の試掘」について要望があり、株式会社開成建設が住民の要望どおり試掘することを了承した。

この試掘については、日程調整の上、後日実施することとなった。試掘状況については、地元住民が立ち入り、確認できることについても、同社が了承している。

<参考>

1 改善命令と同時に行った行政処分

事業停止及び施設の使用停止90日間

(期間:平成23年11月10日(木)~平成24年2月7日(火))

(1) 産業廃棄物収集運搬業の全部の事業停止

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部の事業停止

(3) 産業廃棄物処分業の全部の事業停止

(4) 産業廃棄物処理2施設の使用停止(改善命令を履行するために使用する場合を除く。)

2 行政処分理由

平成21年9月頃に、自社が施工した工事に伴い生じた原木等約182トンを鳥取市国府町菅野地内に不法投棄したこと。(法第16条違反)

3 主な経緯

H23.6 県民からの通報

H23.7 試掘調査(8カ所のうち4カ所に原木が埋め立てられていることを確認)

H23.8~10 報告徴収(2回)

H23.11.9 改善命令、事業停止及び施設の使用停止(90日間)

H23.11.21 改善計画書の提出

H23.12.19 住民説明会(H24.3.28、第2回住民説明会を実施)

H24.1.24 改善命令の履行期限延長願いの提出(豪雪による著しい作業効率低下による)

H24.2.1 改善命令の履行期限延長(延長後の履行期限:3月30日)

H24.3.30 改善完了報告書の提出

改善状況を確認(改善作業中は、ほぼ毎日状況確認済)

H24.5.8 地中の処理状況確認(地元住民等も現場を確認)